

令和 7 年

## 第4回 三川町議会臨時会会議録

令和 7 年 7 月 9 日 開 会

令和 7 年 7 月 9 日 閉 会

三川町議会事務局

## 目 次

第 1 日

7 月 9 日 (水)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	.....	3
会期の決定	.....	3
議第 50 号 いろり火の里なの花ホール照明器具 LED 化工事請負契約の締結について	.....	3

## 令和7年第4回三川町議会臨時会会議録

1. 令和7年7月9日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志 田 徳 久 議員 2番 鈴 木 淳 士 議員 3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 土 田 市 子 議員 5番 小野寺 正 樹 議員 6番 佐久間 千 佳 議員  
7番 砂 田 茂 議員 8番 佐 竹 優 子 議員 9番 鈴 木 重 行 議員  
10番 町 野 昌 弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	佐 藤 亮 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	中 條 一 之 総 務 課 長
鈴 木 亨 総務課危機管理室長	鈴 木 武 仁 企画調整課長
本 多 由 紀 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長	齋 藤 一 哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加 藤 恵 美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅 原 勲 産業振興課長併 農業委員会事務局長
本 間 純 建 設 環 境 課 長	渋 谷 淳 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長
黒 田 浩 監 査 委 員	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加 藤 善 幸 議 会 事 務 局 長 林 愛 書 記  
高 橋 歩 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 7月9日（水）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第50号 いろり火の里などの花ホール照明器具 LED 化工事請  
負契約の締結について

○ 閉 会

○議 長（町野昌弘議員） ただいまから、令和7年第4回三川町議会臨時会を開会します。

（午前 9時30分）

○議 長（町野昌弘議員） これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 砂田 茂議員、8番 佐竹優子議員、以上2名を指名します。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について議会運営委員会委員長の報告を求めます。1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る7月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本臨時会には、町長提案として、事件案件1件であり、会期については、副町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、審議状況等を考慮いたしまして、本日1日間と決定をみたものであります。

なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第3、議第50号「いり火の里などの花ホール照明器具LED化工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第50号「いり火の里などの花ホール照明器具LED化工事請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る6月26日、いり火の里などの花ホール照明器具LED化工事に係る指名競争入札を行い、指名7業者による入札の結果、「東北電化工業株式会社鶴岡営業所」が、1億120万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたたく、ご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） 所管の課長より説明を求めます。中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 去る6月26日に執行しました、いり火の里などの花ホール照

明器具 LED 化工事に係る入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、近隣市町で電気工事業者 7 社を指名し、入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格 9,854 万円で設定し、入札執行の結果、1 回目で、「東北電化工業株式会社鶴岡営業所」が 9,200 万円、税込み価格 1 億 120 万円で落札いたしました。

なお、工事の期限につきましては、令和 8 年 3 月 27 日までといたしております。以上であります。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

2 番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） それでは、今回提案なりました工事の契約内容に関する質問ということで、入札執行に至るまでの経営的な部分につきましても確認のため質問させていただきますが、まず最初にこの 1 億円を超えるという工事経費の中で特に高額な、高額なといいましょうか、通常の工事よりは特徴的な、特異的な工事内容が発生して高額な契約金額になるというような原因等について説明をお願いしたいと思います。LED 化することによって当然電気料の削減が図られるわけでしょうけれども、その削減が図られる効果がどのくらいあるのか、この 1 億円を超える契約を回収できる年数はどれくらい要するのかということを具体的に確認したいと思います。

二つ目として、今回当初予算に 1 億円、そして 6 月議会においては一部他の事業も含めた補正予算として 2,000 万円ほどの補正予算が可決になっているわけですけれども、聞いたところによりますとこの LED 化事業については工期が約 9 カ月を要すること、部材については受注発注方式であるということ、そして更に今回の事業を実施するにあたっては国の有利な起債を活用するというような部分で、要するに償還金に国庫補助が対象となるというような話がありましたけれども、この申し込みが今年度が最終年であるということ等によって途中に計画変更も発生したことから、6 月に補正予算を組みながら今回入札を執行したということでありましたが、これほど条件が切迫した事業であるということからすると、先般、議会運営委員会において、急ぐような事業であれば専決処分という方法があるのではないかというようなことも提案させていただきました。これは当局側の円滑な事業執行を配慮したことだったのですが、改めて調べますとなかなか専決処分というのは厳しかったようですけれども、この専決処分ができなかったというようなことについて所管課の方から説明をいただきながら、前段のこの工事に係る工事内容、それから節電効果等についての説明をお願いいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 私の方から工事内容等についてご説明をさせていただきます。LED に交換することによる特異的なことというお話をしたけれども、今回の LED に交換することによっては、照度は変わりございませんし、調光もできる LED を交換するということで、今までの機能が特に向上するというわけではないのですけれども、今まで電気が切

れていたところが全部照明がつくとか、そういうところで明るくなるというところはあるかと思っているところでございます。

また、削減効果等というお話もございました。施設の使用時間、そのときの電力単価によって変動があるところもありまして、具体的な金額については現在算出していないところでございます。ただし、例として1個当たりの蛍光灯とLEDとを比べますと約40%の電気使用料の削減になるというように考えているところでございます。他にLED化のメリットといたしましては寿命が長いということで、LEDが4万時間程度の寿命に対して、蛍光灯は6,000から1万2,000時間程度ということで、3から7倍程度。環境負荷がないということで、LEDは交換頻度のサイクルが他の照明と比べて長いことから廃棄回数が減るということもあり、様々なメリットがあるということで認識いたしているところでございます。

また、今回の工事の回収年度、かかる年数というようなお話もございましたが、先程もお話をしましたように、電気料の削減については今のところ少し算出できない状況です。といいますのもいよいよ火の里の電気使用料が田田と田田の宿、大きく言えば、あとはなの花ホテルと3カ所あるわけですけれども、先程確認したのですが、それぞれの子メーターが今のところないらしくて、全体での電気使用料という形での確認をとっているということでして、それからの算出ができない関係もありまして、今のところ改修というところまでの積算は少し控えているといいますか、できない状況でございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ご質問の方にございました専決処分という方法があるのではないかということで、今回の臨時会を招集させていただきまして、議会の方から議決をいただくという形をとらせていただいたわけでございますが、これまでにも議会に付すべきこのような大きな契約、5,000万円以上の工事に係る案件につきましては、定例会または臨時会の方で議会において審議をいただきまして、議決をいただいてきたという経過でございます。臨時会をするか、専決処分をするかというような形でのどちらをとるかという部分につきましては、やはり議会の方にお諮りをいたしまして、審議をいただく方が正当性が高いというように認識をいたしているところでございます。今回臨時会を招集するにあたっての時間的な余裕があったということで、このような形で臨時会の開催となったところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） ありがとうございました。様々とLED化することによってイメージも変わるとと思いますし、多方面にわたっての効果が出てくるものというように期待しているところです。一方の専決処分につきましては、やはり地方自治法の定め等から見ると5,000万円を超える契約については専決処分できないというような定めになっているように私も理解をしておりましたので、議案として臨時議会を招集、今の段階では招集せざるを得なかつたのかなというように理解しているところなんですが、当初予算の1億円、今回提案になっている1億120万円という契約額、この数字を比較すると当初予算の予算書に備品購入費の140万円という、工事費1億円でその下に備品購入費140万円という金額が計上なっているわけですけれども、これを抱き合せれば、要するに流用をかければ4月の段階で入札でき

たのではないか、落札できたのではないかというような少し臆測が発生するわけですね。

これは邪推というべきレベルの話かと思いますが、しかば正当な方法として先程お話をしましたとおり、工期が限られている受注発注方式であるというようなことからすれば、いち早く契約を締結するということが前提条件になるわけですね。となれば、当初予算で1億円あるわけですから、この1億円での入札を執行できなかつたのかというように考えられるわけです。途中計画変更も発生したというように聞いておりますけれども、通常当初予算の1億円で当初計画していた可能な範囲の工事を入札をかけて、ここで契約が成立していれば、先程言いましたとおり受注発注方式の部材についても発注ができるわけですし、国からの補助金対象になる起債についても起案が可能というようになるわけですね。

4月からこの工事を発注していればですよ、途中で変更が生じたという場合であれば、6月議会に変更契約の内容と併せて補正予算を計上すれば、そこで満足な今計画している充足した形での工事の契約に至ることができたのではないかというように考えられるわけです。これが通常とる行政手続、時間が限られている場合の行政的な適正かつ公平な手続として執行できるものというように考えられるのですが、これに至らなかつた、敢えて6月補正、4月以降一切動かさずに6月の補正を待つて、今回の臨時会の招集に至つたというその考え方について3月まで当初予算を要求する所管課であった企画調整課長であり、入札の執行等行政運営全般のトップである佐藤副町長からこういった考え方がなぜとれなかつたのかという経緯について説明をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤亮副町長） 今年度に入ってからの具体的な工事発注に至るまでの詳細な手続結果等、十分把握しているわけではありませんが、令和7年度の予算要求をする段階におきましては、工事期間が相当かかるものだというところは認識しておりました。そういうことから早めの工事発注はしなければならないということで、現企画調整課長の方に引き継ぎはしていたところでありますし、担当の方もそういった認識ではいたはずであります。そういう中で、やはりこういった工事関係の事務を執行するにあたりましては、やはり4月に入ってからの作業が始まるというところが通常ですし、工事の施工団を出すにあたりましても、4月1日以降というようなことが原則としてなつてゐるわけです。

そういう中で工事内容を拡大して事業を執行した方が、いろり火の里のLED化については有利な起債も活用できるというようなことから、その準備を6月の補正までの間にしていたという段階であります。鈴木淳士議員がおっしゃるようなやり方も一つの方法かとは思いますが、その場合、やはり契約変更に伴つて、また議会の承認が必要というような手続も増えますので、どちらがいいかということで、今回町としては6月補正を行つた上で、1回での契約という方法をとらせていただいたというところであり、6月議会までまるつきり何もしていなかつたというわけではなく、それなりの下準備はして現在の契約に至つてはいるというところでご理解をいただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 先程質問で敢えて提示しておきましたけれども、6月に補正を行つ

た後にというようなお話でしたが、4月になって5月になるかは別として実質入札等事業着手すれば、そこで事業変更という追加工事の発注というようなことでの6月議会に対して、変更契約の議案、それに伴う補正予算というものを提案できるわけです。何も6月の補正を待つまでもなく、待つまでもないというよりは、より精度の高い数字で6月に補正を要求できるわけでありますので、むしろこの手続をとるべきだったというように考えられますがけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 先程副町長から答弁がありましたとおりでございますが、私の方からも説明をさせていただきますが、当初なの花ホールのみの改修予定でございましたが、LED化工事に活用できる有利な起債の事業期間が令和7年度までであること、工事の効率性、LEDにすることによる電気料の削減、蛍光灯の製造期間が令和9年度までであることなど、総合的に判断し、なの花ホール全体を工事いたしたく、設計による不足分の1,300万円を6月議会にて補正を行ったところでございます。入札の結果として1億120万円という契約金額となったところでございますが、設計金額としては1億1,300万円という金額での設計ということであり、精度の高い設計金額という話でございましたが、設計金額をいたしましては、6月補正を含めた1億1,300万円が設計金額ということで計上したところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 工事の町の行事等への影響についてお伺いしたいと思います。工期が年度いっぱいというお話がありました。なの花ホール、様々町の行事等で使われているわけでありますけれども、高所作業等も考えられまして、休館等も考えられる中で、休館といった対応の仕方もあるのかどうか。また、それを含めて町の行事等への影響について、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 営業しながらの工事になるというように考えており、概ね9ヵ月間の期間と考えています。大まかな工事工程としては、照明器具等の調達準備として2ヵ月、一般部分、ロビーとかなの花ホールのホール以外の部分の工事として4ヵ月ということで、こちらの方を9月から12月までの4ヵ月、こちらの方は営業しながら営業が入っていない時間帯を狙って工事をしていくというように考えています。また、ホール部分の工事については3ヵ月を考えておりまして、こちらの方は令和8年の1月の新年を祝う会以降に足場を組んで実施するということで考えています。

議員おっしゃるように、町のイベント等というところでございますが、なの花ホールのホールに関しては1月以降の工事になりますので、商工観光等のイベント等には今のところは支障ないというように考えています。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 町の行事等、イベント等への影響は少ない期間に工事を行うということでありました。また、民間企業等への貸し出しといった利用も多かったかと思います。

温泉施設等の工事の状況を見ましても、完成後なかなか戻ってこないといったような状況も見受けられますので、ぜひその辺、これまで利用していただいた企業等へも詳しく説明をしていただいて、より快適になったホールをさらに利用率を高めていただくような取り組みもぜひ検討いただきたいと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） 議第50号「いろり火の里などの花ホール照明器具 LED 化工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9名 不起立 0名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第50号「いろり火の里などの花ホール照明器具 LED 化工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和7年第4回三川町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時56分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和7年7月9日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番